

鳥取大学工学部代議員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取大学工学部教授会規則（平成16年鳥取大学工学部規則第2号）第8条第5項の規定に基づき、鳥取大学工学部代議員会（以下「代議員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 代議員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学部長
- 二 副学部長
- 三 学科長

(審議事項)

第3条 代議員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- 一 国際交流に関すること。
- 二 研究者の受入れに関すること。
- 三 受託研究員の受入れに関すること。
- 四 予算の配分に関すること。
- 五 名誉教授の推薦に関すること。
- 六 科学研究業績表彰候補者の推薦に関すること。
- 七 各種委員会委員の選出に関すること。
- 八 教育方法の改善に関すること。
- 九 入学試験委員会及び学務委員会に属しない事項に関すること。

(議長)

第4条 学部長は、代議員会を招集し、その議長となる。ただし、学部長に事故があるときは、学部長があらかじめ指名した副学部長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 代議員会は、原則として毎月1回開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。

2 代議員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 代議員会の事務は、工学部事務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、代議員会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月20日から施行し、改正後の鳥取大学工学部代議員会規則の規定は、平成18年11月1日から適用する。